

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社フェイス
【英訳名】	Faith, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平澤 創
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山
【電話番号】	03-5464-7633（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 鈴木 千佳代
【縦覧に供する場所】	株式会社フェイス 南青山オフィス （東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 定款一部変更の件

- ①当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行う。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、定款の一部を変更する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、平澤創、吉田真市、中西正人、鈴木千佳代、別所哲也、正宗エリザベス、水戸重之及び瀧口匡を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、長吉晋を選任する。

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案 剰余金の処分の件

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第30期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金300円を配当する。剰余金の配当が効力を生じる日を、令和4年6月30日とする。

第5号議案 自己株式の取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を株式総数4,000,000株、取得価額の総額6,000百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	77,214	25,998	—	（注）1	可決 74.80
第2号議案					
平澤 創	81,332	21,880		（注）2	可決 78.79
吉田 眞市	84,087	19,125		（注）2	可決 81.46
中西 正人	84,085	19,127		（注）2	可決 81.46
鈴木 千佳代	91,164	12,048		（注）2	可決 88.32
別所 哲也	85,565	17,647		（注）2	可決 82.89
正宗 エリザベス	85,547	17,665		（注）2	可決 82.88
水戸 重之	85,492	17,720		（注）2	可決 82.82
瀧口 匡	91,001	12,211	—	（注）2	可決 88.16
第3号議案					
長吉 晋	91,610	11,602	—	（注）2	可決 88.75

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案	31,640	71,575		（注）3	否決 30.65
第5号議案	30,806	72,409	—	（注）3	否決 29.84

- （注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
4. 賛成の割合は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上